

千葉県緑区役所自習室管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県緑区役所自習室（以下、「自習室」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 自習室の利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、地域振興課長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休室日)

第3条 自習室の休室日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）とする。
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (3) その他地域振興課長が特に管理上支障があると定めた日

(利用の制限)

第4条 地域振興課長は、自習室を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その者の利用を禁じ、又は退室を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に著しく迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
- (2) その他地域振興課長が特に管理上支障があると認めたとき。

(弁償)

第5条 利用者が自習室の設備器具等を亡失し、汚損し、又は破損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(利用場所)

第6条 自習室を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、自習室の管理に関し必要な事項は、地域振興課長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。